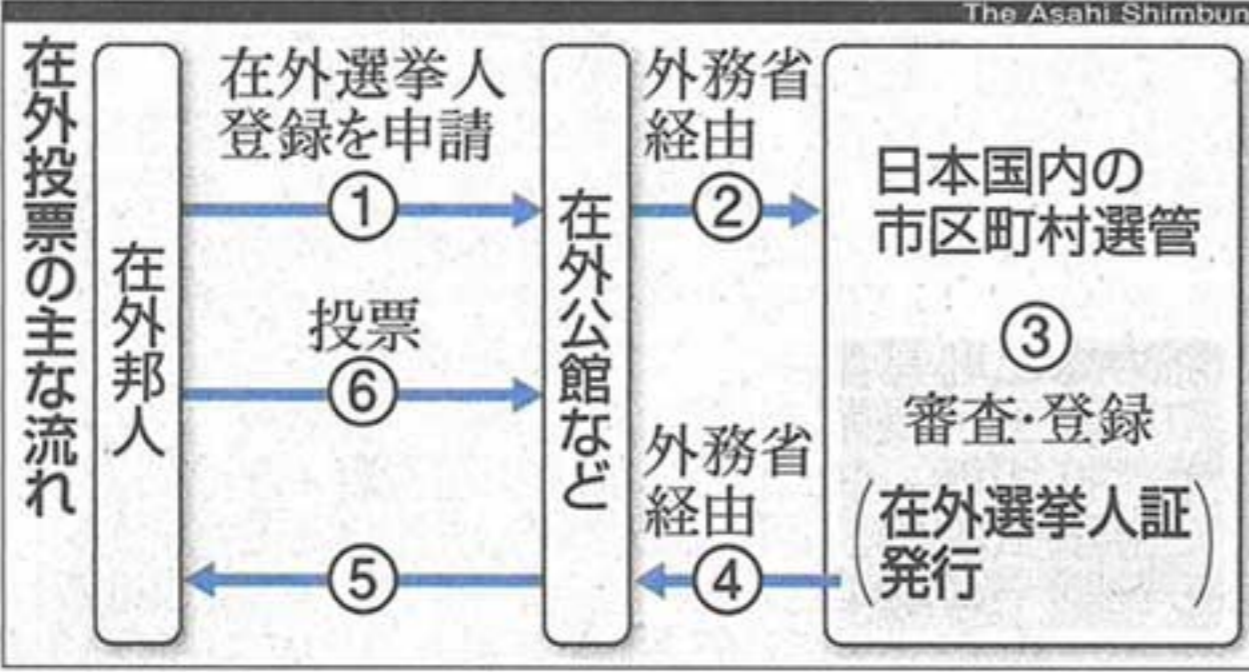


# 在外投票したいけど

海外の大使館や総領事館で19日、現地の日本人による衆院選の「在外投票」が始まった。約80万人いる海外の有権者は、今回初めて小選挙区でも投票できるようになった。政権選択が焦点となり、海外でも選挙への関心は高いが、投票に向けた準備を済ませているのは1割超。解決すべき課題はまだ多い。

## 09 政権選択

### 有権者 推定81万人



在外投票の主な流れ

タイで在外投票が始まり、朝から20人以上が投票に訪れた。バンコクの日本大使館、山本写す

## 手続き数カ月 ■登録まだ1割

「やっとここまで来た」。米国防省の職員が、45年の建築家、高瀬隼彦さん(79)は話す。

自民党政権が倒れた93年衆院選に投票できず、8カ国の仲間53人で96年に国を訴えた。比例区は98年に衆参とも

に在外投票が認められた。衆院小選挙区の在外投票が今回、ようやく実現したのは、高瀬さんらの訴訟で05年、「在外選挙権行使の制限は違憲」との最高裁判決が出たからだ。

「天下分け目の選挙に小選挙区で投票できる」。高瀬さんは7月、在外有権者に投票を呼びかける投書を書き、日本新聞に出した。

海外に住む日本人は約108万6千人で有権者は推定約81万4千人(07年10月現在)。

### 出張 投票できない人も

#### 「3カ月以上在住」が条件

長期の海外旅行や出張に出かけていると、投票できないこともある。川崎市市の男性会社員(32)は、公示前の16日からシンガポールに12日間の予定で出張。そのまま9月4日まで旅行するつもりだった。

「シンガポールで在外投票できないか」。7月、川崎市選管に問い合わせたが、答えは「法律の規定でできない」。現地に3カ月以上住み、在外選挙人名簿登録しなければ在外投票はできない。出発は公示前なので期日前投票もできない。男性は30日に帰国することにした。「国は投票率を上げなければいけないのに、こういうケースを想定しないのはおかしい」。総務省は「期日前投票ができず、在外投票の資格もない場合はどうしようもない」という。(杉崎慎弥)

民主党は在外有権者に投票に行ってもらおうと今月3、5日、党国際局副局長の藤田幸久参院議員を米国に派遣。マニフェストを配ったという。

ただ、在外投票は進んでいない。在外選挙人名簿に登録したのは公示日前日の17日現在で10万8447人。投票率も07年参院選比例区で23・59%と、国内の半分以下だった。「手続きが煩わしい」。28年暮らした米国から5月に帰

国した川崎市の経営コンサルタント、若尾龍彦さん(68)は言う。

海外で投票するには、在外公館を通じて最終居住地や本籍地の選管に申請し、在外選挙人名簿に登録。「在外選挙人証」を発行してもらおうと、その選管がある選挙区への投票ができる。しかし、郵送中心の手続きなので数カ月かかる。投票も原則、在外公館でしかできない。投票用紙は日本に送

るため、投票期間は2、6日間。近年は企業の経費削減で、国内に住民票を残した長期出張が増え、選挙人登録できない人が増えているという。

首相や閣僚の失言などが現地の仕事に影響するのを見てきた若尾さんは6月、改善を求める「海外有権者ネットワーク日本」を立ち上げた。「海外にいるから見えてくる問題を国政に投げかけたい」と話す。(渡辺志帆)

### 初日、朝から20人 タイ

19日から在外投票が始まった。約12万8千人の在留邦人を抱える中国で、在外選挙人名簿の登録者は約1万1千人(8・6%)。それでも、北京や上海などの在外公館にかかった選挙で、期待があ

る。働きながら子育てできる社会にしてほしい。北京で投票を済ませた在留邦人代表の青木直樹さん(41)は「海外にいると余計に日本に気がなる。首相が立て続けに代わっている、もう少し安定した方がいいのではないかと話した。タイには約4万4千人の在留邦人がいる。名簿登録者は3300人(7・5%)だが、日本大使館によると、ここ1カ月で登録申請は増えているという。大使館の投票所には投票開始直後に20人以上が訪れた。50代男性は「演説が聞けないので迷ったが、海外からも一票を投じることができるとは素晴らしい」と話した。(上海)奥寺淳、バンコク(山本大輔)

■各国の特色ある在外選挙制度

|                           |            |              |                |                |
|---------------------------|------------|--------------|----------------|----------------|
| アメリカ                      | テキーラ       | イタリア         | オーストラリア        | 日本             |
| 州の350以上の飛行機で投票できる(米航空宇宙局) | 海外有権者の代表があ | 出国から3年未満の帰国者 | 昭和三十九年(1964年)に | 昭和三十九年(1964年)に |
| サウスアフリカ                   | 海外有権者の代表があ | 出国から3年未満の帰国者 | 昭和三十九年(1964年)に | 昭和三十九年(1964年)に |
| サウスアフリカ                   | 海外有権者の代表があ | 出国から3年未満の帰国者 | 昭和三十九年(1964年)に | 昭和三十九年(1964年)に |
| サウスアフリカ                   | 海外有権者の代表があ | 出国から3年未満の帰国者 | 昭和三十九年(1964年)に | 昭和三十九年(1964年)に |